

最近の各種報告等における道州条例と基礎自治体条例の関係に関する考え方等

<p>道州制ビジョン懇談会「中間報告」(20.3.24)</p>	<p>自由民主党道州制推進本部 「道州制に関する第3次中間報告(案)」(20.7.4)</p>	<p>《参考》全国知事会「道州制特別委員会検討状況報告」 (19.12.19)(組織・自治権PT担当分)</p>
<p>4、国、道州、基礎自治体の役割と権限 (2) 道州の役割 道州は、基礎自治体の範囲を越えた広域にわたる行政、道州の事務に関する規格基準の設定、区域内の基礎自治体の財政格差などの調整を担う。 具体的には、広域の公共事業(大型河川、広域道路、空港港湾の整備・維持、通信基盤、生活環境整備など) 科学技術・学術文化の振興、対外文化交流、高等教育(大学相当以上) 経済・産業の振興政策、地域の土地生産力の拡大(林野・農地の維持) 能力開発や職業安定・雇用対策、広域の公害対策、環境の維持改善、危機管理、警察治安、災害復旧、電波管理、情報の受発信機能、市町村間の財政格差の調整、公共施設規格・教育基準・福祉医療の基準の策定などを分担する。 なお、住民の安全安心については検討し、最終報告書に盛り込むこととする。また、道州の機構は簡素を旨とし、道州内分権を徹底する。 (4) 自治立法権の確立 道州及び基礎自治体の役割や権限について、国会が法律を定める場合、その内容は最も根幹的な事項にとどめ、具体的な内容については道州議会の定める立法に委ねる。 (略)</p>	<p>3. 導入すべき道州制の骨格 (略) 権限・財源・人間は極力基礎自治体優先で再配分を行い、中央政府、道州政府は「小さな政府」を志向する。現在の都道府県の仕事は、原則として基礎自治体に移管し、国の仕事は国が本来果たすべき役割に属すものを除き、できる限り道州に移管する。すなわち、基礎自治体との関係では、道州は基本的に基礎自治体では行い難い広域性のある政策・事業のみを実施するものとし、むしろ中央政府から移される仕事が道州の仕事の中心を占める。 4. 「第2次中間報告」で残された検討課題についての考え方 (6) 道州の自治立法(道州法)のあり方 限りなく連邦制に近い道州制を目指す観点から、国が道州及び基礎自治体の担う事務や組織に関し法律を定める場合には大枠的かつ最小限の内容に限ることとし、具体的な事項についてはできる限り道州法又は基礎自治体の自治立法に委ねる。 (略) また、国が、道州及び基礎自治体の担う事務や組織に関し法律に規定する場合においても、できる限り道州法で変更(いわゆる「上書き」)できることとする。 (略) 道州と基礎自治体は対等・協力の関係にあることを前提に、道州法で基礎自治体の事務や組織に関して規定することは認めないことが適当ではないか。一方で、基礎自治体の事務や組織に関する事項を含め、地方に関することは道州に委ねるべきであるという考え方もある。</p>	<p>条例制定権(自治立法権)の拡充・強化について 1 基本的な考え方 国、道州、市町村の役割を明確にした上で、それぞれの執行権者がその業務について責任を持つべきであり、自治立法権のあり方についても、事務を執行する主体が担当する分野に関して立法を行うことを基本とすべきである。(略) 2 国法と自治立法のあり方 (略) 道州制下において地方が担う事務に関しては、国法に規定する事項を最小限度の基本的な事項に限るとともに、具体的な事項はできる限り自治立法の規定に委ねるべきである。(略) 責任の所在を明確にするとともに、国の過剰な関与を防ぐため、国と地方の役割分担に関して、国と地方の責務、財政負担のあり方、これらの調整の原則など最小限必要な事項については国法(憲法を含む。)に規定すべきである。(略) 道州制下において地方が担う事務の内容、体制、当該事務に関連する国民への義務付けや義務履行を確保するための手段などに関しては、自治立法に委ねることを原則とし、国法の規定は、次に掲げるものなど、国法に規定しなければ国本来の役割を果たすことができない最小限度の内容に限られるべきである。(略) (ア) 憲法の規定を具体化するなど国家としての基本理念を明らかにするために必要な最小限度の規定 (イ) 国際的な責務を果たすため国家として必要な最小限度の規定 (ウ) 国民の生命身体(財産)の安全を確保するため国家として必要な最小限度の規定 (エ) 施策の性質上、全国的な連続性又は統一性を確保するため必要な最小限度の規定</p>